

酪農ヘルパー事業 円滑化推進委員会を設置



理事十一名(一名欠席)、監事四名の出席のもと、協議事項十項目を審議し全議案を可決承認した。主な協議内容並びに結果は次のとおり。

協議一

平成二十四年度における借入金金の最高限度額

▼定款第五十二条(理事会の議決事項)第一項第七号に基づき前年同様八億円と決定。

協議二

余剰金の運用方針及び運用

▼定款第五十二条第一項第八号、第五十六条(余剰金の運用)に基づき、広島県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫を預け入れ先金融機関とすることを決定。

協議三

当座貸越枠の設定

▼事業資金や生乳代金の支払い時などの預金残額の逼迫リスクに備え、当座貸越枠一億円の設定を決定。

①目的…事業運営資金として当座借越枠を設け、生乳代金の支払い時など預金残額が逼迫した場合に備える。

②当座貸越枠…一億円

③借入先…広島県信用農業協同組合連合会

④利率…利率は年一・四七五%【利率(短期プライムレート)マイナス〇・五%(定期担保差入による優遇措置)但し、短期プライムレートは金利動向に応じて変動する】

⑤保証…定期預金・理事全員の個人保証引受包括担保による

定期担保(額面…四千万円)

理事全員の個人保証(額面…六千万円)

※理事全員の個人保証は過年度差入れ保証による

協議四

一組合員に対する貸付金の最高限度

▼定款第五十二条第一項第九号に基づき、①証書貸付金(酪農経営ふんばり資金貸付金、酪農経営再建資金を含む)の残額、②購買貸越枠の実行残額、③販売仮渡金の残額、④乳用牛の貸付残額、⑤リース物件の貸付残額、⑥購買未収金、⑦販売未収金、⑧利用未収金(ヘルパー・牛群検定)の残額を合算した、一組合員に対する貸付金(債権)総額は、四千五百万円を超えることが出来ないことと決定。

協議五 貸付金利率の最高限度

▼定款第五十二条第一項第十号及び貸付金貸出金規程第八条に基づき、各種貸付金の実行利率を決定。適用期日は平成二十四年六月二十九日からとした。

▼貸付金の各種類別の実行利率については、組合員の酪農経営における配合・粗飼料等価格の生産コスト上昇を背景に、その経営環境は厳しい状況におかれているとの認識にたち、それぞれ前

年度の実行利率を引き下げることとし、とりわけ乳用成雌牛貸付事業実施規程(以降、貸付牛)、乳用牛購買事業実施規程に基づく六カ月の割賦返済、六カ月後の一括返済(以降、購買導入牛)の実行利率は、生乳生産の増産への誘導を図る目的から、その実行利率を制度資金利率並みとした。

▼実行利率はミルクパーラー(二十七頁)のとおり。

協議六

未収金、預り金に対する利率

▼業務執行規程第八条の二項で定める購買代金の未収金に対する利率について、組合員の酪農経営における配合・粗飼料等価格の生産コスト上昇を背景に、その経営環境は厳しい状況にわかれているとの認識にたち、次のとおり前年度設定利率から引き下げることと決定。

一・ 購買未収金の利率…年率5%(前年度七%)

二・ 組合員等から預かる「一時預り金」等に対する利率

▼預り金の種類と利率…①組合強化積

立預り金、②組合員積立預り金、③一般預り金(その他)、④証書貸付担保預り金の預り金に対する利率は年率〇・二%。これ以外の預り金に対する利率は付与しない。

協議七

行政庁に提出する業務報告書

▼農協法第五十四条の二の定めに基づき、組合は事業年度毎に業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁(広島県団体検査課)への提出義務があり、子会社との連結決算帳票を含む業務報告書を総会終了後、二週間以内に提出することを決定。

協議八

酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会設置

▼酪農ヘルパー事業の執行を巡っては、利用組合員側、酪農ヘルパー側のそれぞれの立場から不満や不安等の指摘意見が届く現状がある。こうした問題を解決して行くため、定期利用組合員の内から四名、生産委員の内から二名、総務委員の内から二名、酪農へ

ルパー員の内から三名の合計十一名程度で構成する「酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会(案)」を設置することとし、この設置にあたっては経営管理規程等の変更を要するものであり、変更併せて酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会設置規程(案)を定め、かつ、その運営の在り方に関しての検討を生産委員会に諮問することを決定。委員会の委員は組合長が委属する。

協議九 平成二十四年度理事報酬

▼通常総会での理事報酬に関する承認を受けて、各理事の報酬額、支給方法等を決定。

協議十

中国生乳販連の役員補欠選任に伴う役員推薦委員

▼中国生乳販連の役員補欠選任に伴い、役員推薦委員一名の推薦を求められたことから、鈴木道弘理事の推薦を決定した。役員推薦会議は七月十二日(木)同連事務所開催。

協議十一

職員賞与支給時期とその方法

▼職員に対する夏期賞与の支給時期とその方法について、組合長一任を決定。

報告事項

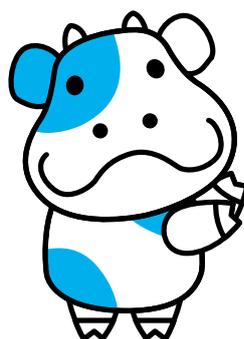
- ①子会社「山陽乳業(株)」の最近の経営状況
- ②地区懇談会出席組合員からの意見・要望内容
- ③今後の招集予定の会議開催日程

第1回監事会

6/29 三次ロイヤルホテル

平成24年度 監事報酬を決定

池田道明代表監事は、第18回通常総会で承認を受けた平成24年度監事報酬を協議し、それぞれの監事報酬額及び支給方法を決定した。



地区懇談会

県内四地域四会場 組合員から意見・要望を聴く

広酪は、県内四地域四か所で地区懇談会を開催した。総会資料をもとに平成二十三年度事業報告並びに平成二十四年度事業計画の説明を行い、事業運営に対して、組合員からは活発な意見・要望が寄せられた。各会場の主な意見・要望は以下のとおり。



東部
(六月十二日 東部事業所)
十八名出席

- ①血液検査(プロファイルテスト)の取り組み、申し込み窓口、料金はどうか。
- ②TMRセンターの運営状況を詳しく説明されたい。
- ③みわ・庄原の両TMRセンターの大口利用奨励金はいくらか。
- ④ミルクファームHARUの売上高運営状況はどうか。
- ⑤購買手数料1kgあたり一円の根拠はどうか。飼料を組合倉庫を使わず自分で注文してリスクを抱えている中での一円は、高いのではないか。
- ⑥組合所有の不動産は、営繕管理や税負担等が生じるため、今後を見据えて利用価値も考慮した中で次代に負担の無いように整理をすべきではないか。
- ⑦搾乳施設改善整備事業でパルセーターの交換まで対象となっているが、そこまで助成しなくても良いのではないか。
- ⑧3M事業の事業評価はどうか。最近、廃業や倒産も多いことから乳用牛も金銭同等の貸付との考えから担保を確保して貸し付けるなど、利用しない組合員に負担が及ばないようにしてほしい。
- ⑨乳質ペナルティ制度による徴収には反対ではないが、その用途を再考されたい。
- ⑩乳質が悪化し、この状態が一〜二か月続けば指導に来て貰いたい。また自分でも確認できるチェックリスト等を作成して指導されてはどうか。
- ⑪TMRセンターの統合案について、大きな投資を伴うことでもあり、共同出資による運営体制とすれば販売網も拡がることから、これらの検討をされてはどうか。
- ⑫家伝法改正に伴い牛の埋却地を確保するよう義務化されているが、後継者就農時にも義務付けされることを危惧している。現状の動向はどうか。
- ⑬共進会の開催は、伝染病の感染リスクを伴うことから、家伝法改正への対応に逆行しているように思う。今後も開催するのか。
- ⑭出向者給料負担金の内容は何か。
- ⑮二十四年度の事業計画における人件費が前年度と比べて増えているがどうか。
- ⑯現状の乳価が適正と考えているか。
- ⑰TMRセンターの利用件数は何件か。
- ⑱TMRセンター統合に伴う機器更新等の費用は利用者負担が原則で、他の組合員にこれらの負担が生じないようにしてほしい。
- ⑲役員海外視察研修は、海外まで行かなくても、近隣県や優良牧場で研修した方がよい。研修は自費であればよい。経営規模がある程度のレベルであれば、指導しても聞き入れないのではないか。そこまで費用を使うことに疑問を感じる。研修目的をピンポイントに絞って「飼料を安く仕入れるため」などと具体的に説明し組合員が納得するような説明をされたい。海外視察を行っても、地域にあった酪農経営と文化の違いを知るだけ、職員が学ぶものは無い。
- ⑳組合員の購買取引にかかる価格調査

をしてはどうか。

②1 飼料価格を下げるためには、まずは組合が県下一本の仕入れを行うことが先ではないか。

②2 本所事務所の改装は必要なのか。

②3 人件費の増加とあったが、牛群検定検査は岡山に移行している中で、まだ業務が残っているのか。

②4 中国生乳販連で総務の仕事をする等、同連に事務を移行してはどうか。

また、全国でもトップクラスの乳質を誇る大山乳業の職員から指導ノウハウを学ぶことや、中国生乳販連から優秀な人材を招いて職員指導にあたってはどうか。

②5 五年、十年先を見据え、万一TPPに参加した場合の対策も検討された。

②6 受精卵移植助成事業において、なぜ県の卵は対象とまらないのか。

②7 ホームページに八十万円もかかっているが、職員が制作すれば安くすむのではないか。

西部

(六月十三日 NOSA-広島山県
家畜診療所) 二十一名出席



① 近隣県の酪農専門農協との統合協議はどのような状況か。

② 雌雄判別精液とはどんなものか。受精率はどの程度か。

③ 牛舎への立ち入りを指導されたが、どのように対処すればいいのか。

④ ヘルパーの要指示医薬品に関する通知の内容はどういうことか。

⑤ ヘルパー員への教育と技術向上をお願いしたい。

⑥ 口蹄疫等発生時の消毒は主要道路の

みか。

⑦ 家伝法改正に伴う埋却地の確保に関して「地下水があるところはいけな」と聞いたがどうか。

⑧ TMRのラップ梱包方式への不安があるが検討されたい。

⑨ 指導面においては、飼料計算ソフトと牛群検定事業を併せて指導されたい。

⑩ 地区懇談会・通常総会の通知宛名が間違っていた。事業所を通じて指摘したにも関わらず本所での訂正がなされず、情報伝達を徹底されたい。

⑪ 後継者育成を兼ねた酪農ヘルパー制度でもあるが、就農してからもヘルパー要請がある。ヘルパーは後継者育成も兼ねていると思うが、かえってこれは後継者就農に対して、足を引く張っているのではないか。人員不足ならば必要な人材を確保されたい。

⑫ 3M事業で五頭を借り受けたが、その内二頭が怪我による縫合と趾間ふらんであった。導入にあたっては責任をもって買付けして気を付けて貰いたい。

⑬ 農業労災保険説明会はいつ開催するか。

南部

(六月十四日 竹仁地域センター)
八名出席



① 損益計算書の「受入給料負担金」、「雑収入」の内容は何か。

② 剰余金処分案の利益準備金の積み立て基準はどうか。

③ 受精卵移植助成金に関して、全体の計画本数を下回った場合は個人の利用限度個数十五個を超えて利用することは可能か。

④ 乳価交渉の状況はどうか。

⑤ ひろらく女性グループ連絡協議会の



活動支援に感謝。今後も宜しくお願

いしたい。

⑥ TMRセンターを統合する必要性はあるのか。

⑦ TMR製造飼料の大口利用奨励金の原資は何か。

⑧ 南部地域には組合の倉庫が無いため、自らが倉庫・リフト等の機械等を整備しているが、他地域では事務所や倉庫がある。こうしたことから南部地域は恩恵が無く、個々の負担が多い。手数料負担ばかりして不平等。倉庫や事務所等は、地域において独立採算方式で運営すべきではないか。

⑨ 酪農ヘルパー事業の受入補助金千三百万円の受入先はどこか。

備北

(六月十五日 本所)
十五名出席



答や連絡を求めたが、対応されなかった。

④ 組合の財務状況に関して、平成二十一年度から当期剰余金が増加している。剰余金処分案における法定積立金の目標期日が定められていなければ、酪農家の厳しい経営状況を参酌して、配当を優先し還元してはどうか。

⑤ 管内の下痢や病気が発生した場合は、周辺の酪農家にフアクシミリ等で周知を図る等、職員は緊張感をもってきめ細かい対応をして貰いたい。衛生管理ボードは他の者にアピールする内容となっているが、牧場へはそもそも立ち入り禁止看板を掲げ制限していることから、衛生管理の指導方法も検討されたい。

⑥ 牛群検定事業において、去る四月一日から岡山に検査業務が移管したが、その際に用紙が一枚追加となった。この周知がなされず困った。事前の説明を徹底されたい。

⑦ 3M事業は乳用牛の導入を行う場合、個人対応が難しい組合員には大変な難い事業である。一方、頭数制限がある中で本人が搾りたいとする意欲と牛舎が空いていれば、頭数を

制限することなく利用出来るよう検討されたい。

⑧ 広島は育成牛が少ないため、育成牛をどれだけ確保するかが課題である。乳用初生牛買い取り育成事業制度もあり、将来を見据えた対応を考えられたい。

⑨ 以前は組合から飼料価格表をフアクシミリ等で送信されていたが、現在ではそれも無い。職員は購買推進する気持ちがあるのか。飼料配達だけでなく、農家を巡回して購買推進や指導強化を図って貰いたい。

⑩ 預託牛が帰って来たが、北海道での予防接種がされていなかった。病気が発生した場合はどうするのか。職員の怠慢ではないか。職員教育を徹底されたい。

⑪ 預託事業において、昨年、北海道が飽和状態で、申し込みしたが利用出来なかった。現状はどうか。

⑫ 過去に退職金に関して質問があったが明朗に示してほしい。

⑬ 役員海外視察研修の目的は何か。

皆さまから寄せられた意見、要望は今後の組合運営において、検討させていただきます。

① 酪農ヘルパー事業に対する改善を要望していたが進歩がみられず、対応が遅いのではないか。代案も検討する中であって、利用者やヘルパー員の代表者らで検討委員会を設置して協議が進むよう検討してはどうか。

② 和牛ET事業の助成金の支払遅延に関して、上司に確認したが対応がなされなかった。指揮命令はどうなっているのか。上部組織からの出向は必要なのか。

③ 飼料計算やヘルパー調整に対する回